

山本康貴
山崎

昭和三十一年十二月二十二日招集

第四回市議令定例令々議録

館山市議會第四回定期會之議錄

昭和三十五年十二月招集

十一月二十二日(木曜日)

一現在議員三四名でその氏名次の通り

- 一 番 山本 昇 = 番 脇田 順一
- 三 番 三沢 節 四 番 志村 信作
- 五 番 岩崎 静敬 六 番 岡田 繁
- 九 番 吉田 勇治郎 一〇番 佐野 信
- 一一番 川名 房吉 一二番 黒川 佐太郎
- 一三番 長谷川 光江 一四番 江田 徳太郎
- 一五番 小林 寅之助 一六番 石井 孝
- 一七番 安沢 徳順 一八番 安西 政治
- 一九番 法木 嗣郎 二〇番 萩生 田七郎
- 二一番 後藤 由三 二二番 田中 禄郎

二三番 吉田辰雄 二四番 飯田義男

二五番 鈴木市藏 二六番 鈴木彦太郎

二七番 田中忠藏 二八番 加藤良太郎

二九番 遠山ヨネ子 三〇番 北山英雄

三一番 田村喜五郎 三二番 鈴木孝

三三番 山口幸三 三四番 松本藤太郎

三五番 山口康 三六番 嶋貫北作

一 議事日程

第一 報告第二五号 昭和三十一年度十月例月検査報告

二六号 十月

二七号 十月

二八号 調査報告(小学校及び中学校)

第二 議案第九号 生徒用机腰掛の購入について

第三 九五号 市道の路障の認定について

第四 議案第九六号、固定資産評価審査委員会委員の選任について

市議会、同意を求めらるについて、

第五 " 九七号 館山市財政調整積立金条例の制定について

第六 " 九八号 昭和三十五年支期末手当の特例に関する条例の制定について

ついて、

第七 " 九九号 昭和三十五年度館山市入支出追加更正予算

特別会計、公益資産入支出追加更正予算

国民健康保険

と畜場

休養施設

第八 認定第一号 昭和三十四年度館山市入支出決算書

特別会計、公益資産入支出決算書

国民健康保険

波左間及び加賀名地区簡易

水道事業文入文出決算書

一法第百二十一條による出席説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

収入役 完戸貴

總務課長 山口実

秘書課長 山谷潤昶

商工水産課長 羽山房雄

福祉事務所長 長谷川光江

厚生課長 伊藤幸太郎

保険課長 神作啓次郎

稅務第一課長代理 高宮兼次

第二課長 多田俊一

農畜統課課長 吉田耕一

市民課長	高木哲三
建設課長	新井重助
選管書記長	大島重義
消防署長	安藤龜吉
教育長	工藤和平
庶務課長	鶴沢貫寛
監査委員	川上栄

一本議会の事務局長書記および職員

事務局長	高梨清一
書記	太田博雄
職員	兵藤恭一
同	山口晴之

一千前十将十分開会

一出席議員三十四名

一次席議員がし

議長(山本 早)君)本日出席議員教三名 此れより第四回

市議會定例会と開会いたします。

本定例会の議案説明のため、田村市長、小出助役、完
戸收入役、山口課長、山谷課長、多田課長、羽山課長、

新井課長、吉田課長、神作課長、伊藤課長、高木課長

長谷川抄長、安藤署長、富宮主事、工藤教育長、鶴

沢課長、大島書記長、川上監査委員以上、出席を求

められたので御報告いたします。

會議録署名員、決定を行います。

本定例会の會議録署名員に三五番議員山口康君、

三六番議員嶋貫壯作君以上、両君を指名いたします。

に御懇請でございます。

(「里議」と呼ぶ者あり)

○議長山本 早(君)御里議「」と認めます。

「」で決定する「」。

議案を配付します。

(議案配付)

○議長山本 早(君)議案の配付漏れございませぬか。

「」と認めます。

会期の決定は行います。本定例会の会期については

議会運営協議会の意見は本日と明日の二日間

ということでありませぬ。

お諮りいたします。

会期を二日間と定めますことに御里議ありませぬか。

(「里議」呼ぶ者あり)

○議長山本 早(君)御里議「」と認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により工程いたします。
 まず本定例会の議案につき市長の説明を求めます。
 その際申しあげます。議案説明と同時に市長
 の方からかねて館山市を中心として取りまいた中央ダ
 ムのこと並みに今回厚生省におきまして全国の休暇村
 の設置の問題につきましていろいろ情勢があります
 のでこの点市長より報告いたしてまいとの申し入れがあ
 りますので合せて報告してまいります。

(市長田村利男君登壇)

○市長田村利男君 本日この昭和三五年第四回定例会を招集
 いたしてまいりて当面いたします諸案件につきまして審
 議をお願いすることになります。一年不更端の折
 かわりましてに御苦勞様へ存する次第でございます。
 本日上程いたします議案は生運用機腰掛購入の件、

その他九件と昭和三四年交一般会計ほか三会計の
決算を認定する件でございます。

各議案の内容につきましてはそのまゝにとり課長
から詳細説明させていただきますが、この際その概畧を申し上げ
て御審議の御参考にいたしたいと思います。

第一に生徒用机腰掛の購入であります。これは
新年度に中学生増加に伴う不足分六六〇個
を購入契約いたしまして新年度遺漏なまを期
間というものでございます。

次に市道の認定につきましては議案に添付してあ
ります畧図を御覧になれば御了承願ふと思
います。

次に固定資産評価審査委員の委員の中から里瀬

芳雄君が本月二〇日任期満了とリリ了りて引去院
より同氏より選任してというわけでも引去た御同意
を申し送りる次第でございます。

次に本年度四月地方財政法の一部が改正されして
地方自治体の財政が長期的に健全性の確保をなさ
いますように決算上剰余金を生ずる場合には長期
的財政源育成のため積立金を行うんだ、翌年度以降
の財政調整に十分配慮すべきことが義務づけられた
のでございます。それに関する必要上条例を制
定して法律の趣旨に沿って、こういう次第
でございます。

次の三五年交期末手当の特例に本年の十二月に支給
すべき期末手当の額の特例によって定めようとする
ものでございます。

次に各会計の追加更正案でございますが一般会計体
養施設以外の会計は大体人件費だけの追加でござ
います。一般会計の追加額は人件費約三百五十万
物件費約百四十万 都市計画その他の事業費
約三百七十一万でこれが賦源といつては地方交付
税 国庫支出金等が約百十^{の更正は}万月、結果的には純
追加額七百五十^{の更正は}万^{の更正は}八千^{の更正は}月とござります。
特別会計体養施設につきましては予想以上順調
に運営されましてこの分は来年度は一般会計
からの繰出金は必要なくなるだろうという明るい見
通しが生じております。本年年度の員通しとい
うことは若干支出が不足すると予想されます
ので約百八十万月の追加を以て運営に万全を期
したいと存する次第でございます。

最後に昭和三四年各会計決算の認定の件について
 上程いたしました。これは地方自治法の規定に従い
 して監査委員の監査を委ねて意見書を作成する
 とともに各部内別に予算の執行と事業施策の
 執行に因する報告書を添付いたしましたので慎重
 御審議の上認定下さるようお願いいたします。

概畧以上へ通りでございます。どうか十分に御審
 議を尽くされまして御賛同賜りますようお願いい
 申してあげる次第でございます。

このほかろつと二つばかり申しあげたいと思っております。

かれど新築の御承知の通りだろうと思っておりますが安
 房中央用水設置計画 いわゆる丸山ダムでございます
 がこの向題につきましては過去七八年間いろいろ
 難儀にぶつかりましてその実行が不可能のと思われ

るようの場合にぶつかりまゝで国果に陳情いたします
ること、更に五、六の国以上に上つておるわけでございます
す。この間、国果の支出されまゝの事業費にござ
まゝでも多額に上つてありまゝで、国が四百五十万
果が百七十万、市が三百六十万、このようにを委員を使つ
たわけでございますが、ようやく十日ほど前に丸山町長
さん、五のく、大町、く、どう、岡、西部落の代表、全員出席、まゝ
まゝと席上で、西、ま、合、まゝと、円満で解決がついて
あつたのは、正式調印をするには、い、い、な、つ、た、わ、け、で、ご、ざ、い、ま、す。
この、ま、ま、で、ま、る、こ、と、に、よ、り、ま、ま、と、館山市全体に、潤う、面
積は、莫大、だ、い、も、の、で、館山市、今後、い、岩山村計画に、画期的
な、事業、と、思、わ、れ、ま、す。い、ろ、く、今、ま、で、御、協、賛、願、い、ま、す。
大、議、員、諸、兄、に、厚、く、お、礼、と、感、謝、を、申、し、上、げ、ま、す。
工事費、五、億、六、千、万、円、で、この、ま、ま、を、仕、上、げ、たい、と、い、う

人が私念の願でございす。 五億六千万とい、まー

ても大体が国の予算でござい、まー一及歩、土地下

もっている人は一百万とせせば中央が、負担金だ

だせるといふこととでございす。 現金で、負担で

は、いのであり、まーそれ後の負担とせせば全体、

事業費五億六千万と順調に解決できるといふ、

が本向題の概要でござい、まー、以上中央が、つ、

まー、概畧を申、まー、

次に国民休暇村が今厚生省で大きな問題にな、て、

まー、た、廉、を、費、で、国民全体が休養、レクレ、ニ、

た、万、適、び、く、受、け、る、必、要、が、あ、る、と、い、う、憲、法、の、方、針、と、

と、て、出、発、し、て、ま、る、で、ご、ざ、い、ま、す。

簡単と申、まー、ま、す、と、三、百、六、十、五、億、の、金、を、今、年、

度、の、こ、の、議、会、に、上、程、し、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、

金が従来の厚生年金でございまして、

今年から新しくできてきた国民年金の金が莫大な額に上るそうではございますがそれは大体割五分厚生省で使える金、二百三十億でございまして、これを国民休暇村へ使いたい、これをニロク所へ割くますと大体一ヶ所四億乃至五億のものもございまして、各場所へ作る。例えば今館山市で希望してある西岬を中心として場所を大体四億乃至五億の金で作りたいというものが、この議案を通り次第決定されるわけではございまして三百人収容のものもございまして三棟乃至三棟。こういうものを下行うために国民休暇村事業団というものを新しく作りましてこういうものを計画して実行に移すというわけではございまして、これは単に、仮想図ができてきてきてあります、これは単

なる仮想図でございませうが、実現のほかに、なる可
能性も強くなり、てまう、その中で、中間報告として大
体の構想を申しあげて、参考に供したいと思つた
次第でございませう。

議長(山本 昇)君 日程第一 報告第五号 二六号 二七号 二八
号を、一括して、ごらんませう。

(書記 朗読)

報告第五号 昭和三十五年十月例月検査報告

二六号 二七号 二八号

二九号 三〇号 三十一号

三十二号 三十三号 三十四号

議長(山本 昇)君 本来に、お聞きなす、川上監査委員の、説明を求め
ます。

(監査委員 川上 栄 君 答壇)

○監査委員(川上)栄君報告につきまして御説以申し之がります
昭和三十五年交一〇月の例月検査の結果を御報告申し之
がります。

一般会計支入の市税収入におきましては調定済額一
億四千二百三十七万六千二百四十三円でありまして
九月の収入済額は六百四十五万三千六百三十三円に
あります。九月末累計六千九百五十九万三千四百
六十二円で調定済額に對します収入割合は四八・九%
となっております。細期の到来しておる調定額と
収入額の割合は七四・七%

収入未済額は七千二百七十八万あまりとなつてあります
がこのうち過半年交分の滞納額が千四百二十三万余り
それ以外の納期未到来の分が四割九百十六万六千百
七十五円となつてあります。

納期効果のものに対する滞細の割合は二五・三%とびつて
あるのでございませう。

税外収入でございませうが調査済額は一億一千四百四十
七万三千四百四十五円でありまして予算額に対し
まして調査済額は五五%でありまして九月分の収入
額は二千四百九万五千六百九十七円九月末までの累計
一億九百三十四万六千九百十四円とびつてしております。

調査済額に対しまして収入額の割合は九五・四%とびつ
ております。収入未済額は調査済額に対し四六%
次に支出で予算額三億四千七百三十一万二千四百二十六
円でありまして今月までの支払通知額は一億三千八百
百三十一万三千四百七十七円とびつてしております。予算残
高は二億八百九十九万九千九百九十九円とびつております。
収入支出差引金は四千四百四十二万六千五百十六円であ

りまゝにして、このうち公益債、屋舎会計へ五十五万、簡
易水道へ三十七万一千円、休養施設会計へ百万円
流用となつて、市令庫の現在額は三千九百五十万
五千五百十六円となつております。

特別会計につきましてはお手元に御報告申し、さ
らば通りでございまして、省界させたいと思つて
以上関係資料及び証拠書類と照合してありますの
で、その計数は正確と認め、次算でございまして、
次に報告第二号に掲げます。

三五年交一般会計支入の市税収入で調査済額一億
四千六百十六万八千五百五十六円とあります。

一月末現在、収入額五百九十六万九千六百五十七円
一月末までの累計七千五百五十六万三千百十九円
調査済額に対する収入済額の割合は五二・七%

収入未済額は七千六十万五千三十七月と成つております。
この内訳は過半交分滞納額千三百七十七万八千百
八十五月、本年交分滞納額千二十万二千二百三十七月
納期未到来の分は四千六百五十七万四千六百十五月と
成つております。

税外収入におつまして一〇月未の調定額^清は一億一千八百
五十一万五千八百五十九月、一〇月未までの累計は一億
一千三百三十九万八千三百四十五月と成つております。一
調定済額に對する収入の割合は九五、六名と成つて
おります。収入未済は五百一十二万七千円余でございます。

次に支出で予算額三億六千四百五十三万九千九百五
十六月に對して支払通知額は一億六千二百二十五万七千八百
円と成つております。一予算額に對する支払通知額の

剰合は四四、二と小、てあります。

予算残高は二億三百二十八万二千百五十六円、となつてあります。

収入支出差引金は二千八百三十四万八千五百二十八円
市金庫現在高は二千六百四十一万七千五百二十八円と
なつてあります。

特別会計はお平元配付してあります報告書の通り
であります。うで省畧させたいであります。

いすれも関係帳簿と符合してあります。うでその計数は
正確と認めます。

次に報告第二号に移ります。

三五年交一般会計支入市税収入で調査済額は一億
五千三百五十五万五千四百五十一円でありまして二
月の収入済額は八百八十七万三千三百十八円累計

は八千四百四十三万六千四百三十七月で調査済額に
対する収入割合は五五%でございます

収入未済額は六千九百十一万九千十四月とござります
ます。その内訳は過年度分、滞納額は千三百二十七

万九千十四月とござります。本年支の滞納額は
千三百三十四月とござります。納期未到来の分は四千四百五

十萬五千二百四月で納期到来に対する滞納の割合は
二・八%とござります。

次に支出で予算額は三億六千四百五十三万九千九
百五十六月に対して支払通知額は一億九千六十八

万五千二百三十三月でありました。予算額に対して
五・三%とござります。予算残高は一億七千三

百八十五万四千七百三十三月とござります。
税外収入を落しきりたつて補足いたります。

調査済額が一億四千八百五十三万五千七百五十二月
予算額に対して六六% 本月の収入は二千七百九十一万
二千八十三月 本月までの累計は一億四千三百三十一万
四百二十八月 これは調査済額に対して九五・一%と
なりす。 収入支出差引額は三千五百二十四万五千
六百十月の黒字でありまして公益賃屋に五十五万
簡易水道に三十七万一千月 休養施設に百万液用、
市金庫へ現在高は三千三百三十一万四千六百十月と
なりす。

次に特別会計の休養施設一二月三日現在と下ります損
益検査の結果を御報告申上げます。

純益金として八十九万八千四百ととなりす。

この表の収入支出差引金は八万六千四百三十三月と
なりす。これは純益金から備品じゅう器類を新に購入

してありますのでこの差は間違っていないと見做すので
関係帳簿及び認帳書類と符合してありますのでそ
の計数は正確と認めました。

読みて報告第三号について申上げます。

小学校及び中学校の監査は本月の六月八日一四日一五日
の四日間に行なりまして監査を実施いたしました。

また畑小学校及び都合によりまして次回の回すことに
いたしております。その結果はお午えに配布の報告の通り
であります。概要について申上げます。

経理面の整理物品の管理保管は各学校ともおのれ日
良好と認めました。

物品購入は購入伺簿に記載してそれを正確にすべき
にもかかわらず中には口答をもって管理者の承認を
得て購入しているものがあります。そのために不明な

もへが有りす。

もう一つ事務連絡用、切手葉書は受払簿を備えつけ
常々その受払いを以て確にするにも、わうず各学
校とも大分備えつけてありませぬ。

備品についてはP、T、A、その他の方より物品の受入れ
統が各学校とも日とんど未完でありす。

* 備品の不要のものに對して廃棄処分をなされて
ありすが、その処分、物品が不正確のものか否とん
どでありす。

以上監査の概要を報告申し之に次ぎてございませぬ。
議長 山本 昇 君 日程第九号を二議案第九号として程
いませぬ。

(書 記 朗 読)

議案第九号

生徒用机腰掛の購へにつて

庶務課長(鶴沢貫賞君)議案第九四号について御説以申上げます。

この工程理由は先ほど市長さんの提案理由にあつた通りでございます。

委員会では企画として本一として館山木工、安田木工、笹子工務店の三業者から見積りをしてもらって結果館山木工が最低でございます。それで館山木工と購入契約をしようというものでございます。

この腰掛机一組へ単価が千六百二十円でございまして、代金の支払いは三六年度のから支払いたいというものでございます。

議長(山本 昇)君)議案第九四号につきまして御質疑ありませぬか。——と認めます。

議案第九四号討論省畧提案通り決定いたします。御

異議のございました人か

(「異議」は「異議」と呼ぶ者あり)

議長(山本 早川君)御異議ございませんと認めます。

よって本案は原案通り決定いたします。

議長(山本 早川君)続いて日程第三議案第九五号を上程い

ます。

(書記 朗読)

議案第九五号 市道の路線の認定について

建設課長(新井重助君)議案第九五号について御説明申し上げます。

がります。

次の頁の図面を御覧願います。其中に斜線がつ

いておるところが認定する路線でございますが、坪

数が一ニ六坪ほどございます。それと左司七五郎

代はか六名が払い下りを受けらることにしりまうと
お区分のしりまうでその払い下り地はいく道が
ないということでそれと黙認するにおまうしりまう
道路として市が認定するまうば巾四、五メートル
へ道路地を残りとおるかうということでございませ
うで今回認定しりまうとするものでございませ
まうしくお願ひしりまうす。

○議長(山本 早一君) 議案第九五号 討論者 畠 稔 栄 伸
決定しりまうすに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本 早一君) 御異議なしと認めまうす。
よって本案は原案通り決定しりまうす。

○議長(山本 早一君) 議案第九六号と上程しりまうす。

(書目 記 訓 誌)

議案第九六号

市田町利男君 同定首座評価審査委員会の委員の選任について

市長田利男君

市田町利男君 同定首座評価審査委員会

委員の選任について

長も勤めの方で人物とも評価委員として適当だと

存トすとのごさうに選任して欲しいと思つたわけでございます

です

。議長山本 早見君議案第九六号討論者畠原案通り決定

いなりますに御異議ございませぬか

(異議ナシ) と呼ぶ者あり

。議長山本 早見君御異議ナシと認めます

よって本来は案案通り決定いなりませぬ

暫時休憩いなりませぬ 干後一時より再会いなりませぬ

一一時五十分休憩

一時の分函会

議長(山本 昇)君(君)干後の出席議員数二八名 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五議案第九十七号(下)の程いります。

一書回 記 訓 読

議案第九十七号 館山市財政調整積立金条例の制定について

総務課長(山口 実)君(君)議案第九十七号について御説明申し上げ

ます。

本案の提案理由として申し上げます。

本年四月地方財政法の一部改正により地方財政健全の確保という見地から当該年交と前年交の一般財源を残す場合 決算と剰余金の処分等について規定が設けられるのでございします。この法律の改正に

より新積立金条例を制定して改正市の本法に基く
本市の賦政調整基金に属する条例を廃止し
とすものにてございませう。

第一条は積立金の目的並に積立金をするときは
賦政事情について述べたものでございませう。

第二条は積立金をする場合の趣旨並に積立金
の利率及び利子の処分について明記したものです。

第三条は積立金の管理方とこのように命じたものでござ
いませう。

第四条は積立金の処分について。

第五条はこの条例に對して必要な事項は市長が定め
ることになつておこなはる。

これら二項は本市賦政調整基金に属する条例は廃止
し、とすものにてございませう。

。四番一志村信作君この条例は追加予算の額を超過した

場合には適用して下さるのですか、

追加予算との関連をもう一つくわしく御説明願います

。徳野深長山口 実 君 地方財政法の第七條剰余金にこう

いうことが書いてございませう

「地方公共団体は各会計年度において支入支出の決算

上剰余金を生じた場合には当該剰余金のうち

五分の一以下をない金額はこれと剰余金を生じた

翌々年交するまで積み立てるは償還期間を繰り上げて

行う地方債の償還の財源に充てなければならぬといふこ

うふうくに繰越金に充て繰越金の処分さういふもの

は今までのようは放漫な状態を大きく計画すれば組織

ある積ま金に於て次の事業に入るべきで、さういふ

うに財政法でいっているわけをいいます

。四番(吉村信作君)「この御説明でよくわかりました。が
屋下屋を架するようになるとかえって運用上疑
義を生じますか。追加予算のつかうが下か。積ま
のつかうが下か。この法令についてはどういうふうにするのか
。総務課長山口 実君「積まの場合には議会の議決を願
いますからその時の状況によつて審議していただくこ
とになります。

。三番(鴻貫水作君)「今までの財政調整基金は幾らあるので
すか、

。総務課長山口 実君「ございませぬ、

。議長(山本 早一君)「議案第九号討論省署原案通り決定
します。早一君「御異議ありませんか、

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

。議長(山本 早一君)「御異議ありませんと認めます。

よって本案は原案通り決定いたすこととす。

議長 山本 早稲 続いて日程第六議案第九一号を上程い

らうまふ。

(書 記 朗 読)

議案第九一号 昭和三十五年定期不平当の特例に因する条例の制定について

。親役(小出判男) 議案第九一号について御説明いたします。

本案は本年不と支給する定期不平当につきまして基本条例によることができなく、よりましと関係上特例を設けて実施しようとするものでございす。

定期不平当は本来勤勉手当と定期不平当の二本で成るものであり、おろいでございす。が一般の概念から申しますといわけ、定期不平当と一括してそれを一語にまとめること、おろひが現状でございす。

ところで昨年又は二割と職員に支給したのでござい
すが、その後社会情勢の変化もございまして、特に物
価の上昇、あるいは職員の生活環境、マウにまた他市とい
例等も参考と考へて、き市の財政の限内において
職員給与と折衝の結果、職員に対しては基本条例によ
いて二割五分、これに本議案とは関係ございせんが
マウに一割五分程をた加えて、折衝或き、そのござい
います。

こうして関係と基本条例によることか、ございせんので
基本条例の一、五、いれゆる二〇〇分の一、五といふこと
によつて、今申へる、二割の結果、

そこで条文につきましては、二〇〇分の二〇〇と二、五と読み替
えることにより、今申へる、二割の結果、
ることになります。

さうな三糸の議員の方でございすか。これもいろいろ他
市の例等も参考にして、特別職の例にすういして
て同率と支給していい。二月と三と五と支給する。

そこで今申しましたような関係で、議員の方には勤勉
年当り五〇石の額がありませんので当然同額にするた
めにはこの糸例による期不年当の額を五〇ふやしして
二三、五にするにとりよって今申しあげたような額がで
るわけでございます。こつ読み替へ規定を設けまし
て年次に支給します期不年当の調整をしていい。か
うな意思の下に本案を提案して次第でございすす。
よろしく御協賛あうんにとお願ひ申しあげます。

三六番(鳩貫世作君) 他市の様子も聞かしていいか。まていいとい
うこと。それから年当りの総額がいくうか。それから
この財源でありますか。従来はば子算を積み替へ

ることによつて賦課をせよと場合があるつてですが
私は予算の執行途中まで三ヶ月も残つておる今
日これを復み替へることはあまり奨励しない方が
いいんじゃないかと思ふんでお尋ねするのですか
賦課をどこにお求めになつたか、それから臨時職
員の期末手当はとういうふうにおつてなるか、その
点についてお伺いいたします。

○助役(小出判男君)お答をいたします。

他市の例ですが、これにつきましては正確な情報はも
ちろんございません。この情報として私も知つて
おる範囲では昨年度の例をみますと大体二割
から二六・七割が昨年度の例でございます。さらに本
年度はこれも推定ですが大体二四割五分から二八割
ほどじゃないかと推定してある次第でございます。

それかう総額はこの条列の決定して執行する
といつてますと千六百九十六万が所要財源として
必要でございす

前年比は千二百八十萬 約四百萬位の増、もちろんこゝ
うろくは年間における職員へ給与ベースが上、である
とかさういう関係がございましてこうなるわけござ
います

財源でございすすが、まだ中途でございすすが第四、四
半期に入りすれば大体今後の推定はつきすすので
当然ある部分については組み替え下すると、それらも
足りずい財源は地才交付しても、充てる、こゝいうふ
うに考えてあります

それかう財務特職員でございすすが、私どもの考之方
といつてますとは、特に日雇いの方より相違困つてある

実情かう勲業いささかして昨年交よりは大幅に
支給してあげたいと思ひまして所要の財源を
あてはめてございます。

三六番(鴻貴作君)大幅に上げてたいとおっしゃる
んですが、率をきまけて上げようとする。

助役(小出武男君)臨時職員の中にも二口ございまして
ゆるる長期にゆるるものと、短期三月、半年とい
うのがございます。長期にゆるるものは、共済組合に
加入してある職員でございます。それにつましては
存職一年以上のものについては五日分、支給して
おる。それかう六ヶ月以上一年未満の者は三日分、
三ヶ月以上六ヶ月未満の者は一日分、これが長期
関係の臨時職員に對する率でございます。

それかう短期一般の臨時用人でございます
が、これに

つぎつぎは一年以上は三日分、六月以上
一年未満の者は二日分、三月以上六月未満の
者は一日以上三日未満の者は一日分、このう
支給率も考えてあります。

議長(山本 昇)君 議案第九八号 原案通り決定いた
す。御異議ございませんか。

(「異議 ございませぬ」と呼ぶ者あり)

議長(山本 昇)君 御異議ございませんと認めます。
よって本案は原案通り決定いたします。

議長(山本 昇)君 議案第九九号 一〇〇号
一〇一号、一〇二号、一〇三号を一括し
ます。

(書 記 朗 読)

議案第九九号 昭和三十三年交 館山町六八下出追加更正算

議案第一〇〇号 昭和五年支館山市特別会計公益質屋之支出追加予算

一〇二号 国民健康保険

一〇三号 与高場

一〇三号 休養施設之支出追加予算

○総務課長山口 実君一様会計支出について申し上げます

第一款 議会費において今回五十一万二千四百円追加をお願い

いたしましたが、諸手当で四十五万二千四百円、今議決の

二〇〇〇〇の条例によつて支給される不足見上額と計といつて

了した。次に三節食糧費、交際費おの／＼不足見上

額と計といつて了した。

○秘書課長山谷潤初君 次の二款市役所費 三月職員手当百二十

六万八千二百五十円追加計といつて了したがこの中の期

末手当は可決いたして三の条例令でございまして

退職手当六十八円は新年に入りまして六名の退職者が

ありましてその年々多くなっています。その残額は宿日

直年々四十万に更なるまいかと。

宿日直年々との余額は今年一月から戸籍事務と本庁

に移管したために出張料と当初予定したまいと直員

日直員を置く必要がなくなると概算四十万の残が

でたわけでございます。以上でございます。

事務課長山口 実 君次に需用費について申しあげます。

文具費で四万月 消耗器具費について十四万不足見込額

と計えています。一三節食糧費一万五千七百四十月は

夏の間に送來は麦湯で使用してあるすが茶で使用

してこの一ヶ月約千二百月増加してこの二ヶ月分は

計ろしてのりでございます。次の印刷費十五万月は

印刷の件教の増加してのりをお願いいたします。

次に備品費五万四千月は秘書課に英文タイプライター

がなか、そので購へしうとするも入でございませす。
次に広報委員の備品費、今圓千葉県下各市において
広報無線機を設置するにとりまゝそので本市に
おいても広報無線機を五万五千円で購へしうとする
ものでございませす。

次に第三款消防費について申しあげます。

総額四十八万二千五百五十円の追加をお願いいたしま
す。消防本部費とあつて旅費で二千元、これは今圓
消防法の改正によりして危険物取扱講習会が非常
に多く消防職員の出張が多くなつたので不足見込額
下計といつて可い。

二項消防署費三十一万五千五百五十円計といつて、旅費で

三万月、岩田司令補が東京消防大学に入校いたつて
目下研究中とございませす。これらの費用に充てるもの

でございませす

職員手当二十八万八千五百五十円は

期末手当の増額分をございませす

次の九節手数料は消防公債に付する登録手数料

二千円日銀に支払うのでございませす

三項消防団費で十六万追加を依頼いたしませす

工事箇所費で十六万円でこの内は一分団の詰所工事

費十四万と神余の川止めに約三万計をいたしませす

建設課長(新井重助君)土木費について申しとります

一項二目新設仮築費におきまして負担金四十三万五千

円追加を依頼するうでございませすがこれは九重

地先の改良と神余の二ヶ所での負担金が六十七万五

千円をございませすが当初見とみましては額が二十四万

をございませすので四十三万五千円を依頼いたしませす

三項河川港灣費二目新設仮築費はこれらも負担

金といふよりして船形港から県道に通じます
道路でこれも今回舗装することになりまして本線
は市道でございましてが臨港道路として県が舗装い
たすといふことで九十万の予算をもつて舗装工事と
することになりましてあります。これの管理令四十五万とあ
りするわけをございまして

五項水道費は期不手当をございまして

五款都市計画におきまして主要幹線街路事業費とい
うことで更員給技師二人主事一名の俸給を見込みまして
これは当初都市計画道路二千五百万で工事計画とい
うことで四百五十万今用建設省の決定が二千四百万とい
うことで四百五十万増額になりまして四百五十万の増額に
伴いまして事務費工事費がふえまして更員給も二月
三月の給料十六万五千四百四十円を見込んでございまして

それから扶養手当といつて九千百三十円、次の需用
 費におきまして、それ以上四千円、二万五千円更正いた
 して、これは以上の費用の一部に充てたのでございませ
 道路改良工事費の工事請負費において、二万円の追加
 は池貝鉄工所の中へ橋梁をもう一本架設するといふこと
 で工事費の増額に足り不足いたつて、二万二千元
 追加計をいさすことになり、三節五十六万円
 三三節百十方、これは工事の増額に伴ひ、形取前
 の七ロメートル、改良が未済な部分でありますので、そ
 の方の費用をふりあけていさすと思つて、工費を
 工事費へおきまして、すなわち、家屋の移転がござ
 いますので、その一部を三六年度に、その他の家屋の移転
 と土地を買ひ、まして、来年交完了させたいと考へ、
 こゝに計をいさした次第でございします。

公園費におまきして四十万円を願、するわけりです
が洲の塔燈台のわけりも大きな立場がございましてこ
れが固定公園の区域になります。この区域に
休憩所あるいは便所等の施設をいまして一般遊覧
客の便をはかして固定公園の整備をはかうという
かへでございします。これは国費が四丁万、果費が四丁万、市
費が四丁万、百三万円の費用をもつて建設するわけりで
ございします。その四十万をこゝに計入したわけりでござい
ます。

公営住宅建設費でございします。今岡市営住宅を建設
してあります。請負も契約が済み了つたので、今
工事中でございします。一応住宅の設計上の建前、ハウ
工費と事務費が二つ、国庫補助の対象になります。こ
うして、そのうち事務費が当初十六万円で、こゝに二丁

万円で、てい、ということにて二十万円でエグマにて追加
 する願いするのでございます。なお工事費でございます
 ます。が当初水道工事は直営で施行するということ考之の下に
 予算を細んだのでございます。が実施に当たりまして
 それだけの人員の余裕がございます。せんので全部請負契
 約にいたしましたので債金 消耗品 燃料費 修繕料 備品費
 工事請負費 原材料費と変更したのでございます。
 なおこの家屋建設に伴いまして電氣を引かなくては
 ならないというのと、その費用というものが二十万四千円と
 託料にて二十万円追加、なお地設置の二十万四千円。追加
 は国有地一五坪の松下げがござりましてそれと民有地
 が一五坪ござります。この土地を購入することとがござり
 まして不足額というものが二十万四千円と願い
 するのりでござります。三節補償金 補填金に十九万

九千九百円お願ひするのですがこれは土地の中
イロミ製造工場がございましてこれを移転させられ
ば家屋を建てられたいのでこの移転費用として追加
お願ひするわけにございします

以上細かいところは説明も省略させていただきます

庶務課長 鷗沢 貫 寛 君 第 七 款 教 育 費 について御説明いたし
ます

教育費につきましては今四百十六万二千九百円の追加
戸お願ひいたしまして併せて除きますことは期元平当
の増額でございします

第一点は小學校費の需用費でニニ節修繕料三万八千
円追加いたしましてこれは神戸小學校の放送施設の
配線がいちよみまして使用に耐えにくかりまして
そのための修繕料でございします

もう一つは高等学校の旅費で三万四千円。これは中学校の教科改定に伴い、そして高等学校も三八年及びかう教科改定になるので、その準備として三五年から三七年職員への研修と県の教育委員会でもやりますので、それに要する旅費が当初予算に見込んでございませぬ。ろーへのでそのための追加額でございませぬ以上。

福祉事務部長(長谷川 玄治君)一表について御説以申し上げます。

福祉事業諸費といまして、そして三三節へ十万円計といたして、これはかつて堀口貫氏から社会事業の金として使用してもらった。こう申しまして十万円の案はの申し出がありまして、それでこれを受け入れまして、いろいろ昇給の意見等も、そして三三年に始まりまして困る人々から借入出す民生金庫というものが設けてあります。これの元金に預け入れて使用して

く考とご十万円計といつて、他の三員目につま
ましては期不平等の肉保でございまして、で省累い
ます

○厚生部長(伊藤幸太郎君)第九款の保健衛生費でございまして、
そのうちの隔離宿舍と葬場費は期不平等でございまして、
有累いまして、

第八項環境衛生委員の賃金十万円は賃金不足分でござい
ます

第九項の清掃費の賃金も同様臨時用人雇料の不足
分員とみ、それから借料及び損料、これは土地の一時的借
上料、次の修繕料、これは自動車の車検の費用追加分
工事請負費十九万八千円は一応推定員とみ、これに
けでございまして、現在計画中でございまして、し尿
処理場の候補地の水源調査のための試験請負費で

でございます。次の負担金補助及び交付金の五万月分は

現在市内の清掃者三業者でございますが三業者共同
の貯当槽を作るための補助金でございます。

農産統計課長吉田耕一君の款産業を済費につまきつて
御況のいります。

農産委員会委員への報酬につきまして三万九千月の追加

これは先般行つた農家台帳の作成におきまして調
査員報酬一四七人分一人あたり二百七十月弱の報酬額を
計とした次第でございます。

統計調査員でございますが三万三千余月の追加をお願い
いたします。一日調査員報酬一万四千七百九十十月分
計でございます。

次の報償費でございますがこれは世界農林業セミナー
事後調査に調査員をお願いいたします。

行する謝礼金といつて千三百円 更に貸金で
一万七千五百余円不足額を見とみして計といつて
此 農業委員会費、統計調査費、こうして全費の賦源
といつて、これは国庫支出金並に国の委託金により
まゝに賦源を求めてある次第でございます。

。選管書記長大島重義君一三款 選挙費について御説以申し
上げます。

今周三丁三九千七百月の追加をお願いいたします。

二項選挙啓発費で五千円、追加は報償費として講演
会講師謝礼でございます。

五項衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
費に於いて十四万二千八百三十円の追加をお願いいた
す。このうち一目で七千七百三十円、減は投票管理者として
市の課長職にあるものを一部あてると、用票の際

主合人が少なかつたことの減額でございます。

二目旅費、六万月追加は委員の費用并償三万月普通旅費に三万月でございます。

四目需用費の九万五万五十月でございますがその内訳は報償費五十月、投票不率の優劣の却落を表彰いたすに記念品代でございます。九節債令三十月は

公布揭示等の板前り運転手等の二倍と料でございます。消耗品費四十月、これは文具費用紙類二万月、消耗器機費で三万月、これは主に鉛筆削り等の器具類でございます。倉庫費の四千五百五十月は表彰式の際の賄料でございます。広告料三十月、葉権防上とか名簿作成等の広告料でございます。

次に六項、参議院議員選挙費で七万四千二百四十月の追加をお願いいたします。報酬の減額は先ほど

の衆議員の選挙と同じ理由でございます
二月旅費は四万五千円も委員の費用弁償と五日
通旅費はございませぬ

需用費はございませぬ五千円は先ほどお話しし
した漫書部活の表彰の記念品代でございます

経費金七千二百二十円は臨時用人期不干渉三人分の
合計でございます

印刷製本費五千四百円は
主として立合演説会への右告じラハの印刷代でございます
ます

委託料五千円は公明選挙の宣伝として
推進協議会の委託料でございます

備品費一万
五千円は主として書庫分を予定してござい
ます

なおこれらの選挙費のうち選挙啓発費
衆議院
選挙費
参議院選挙の費用はつぎの通りは金額
国庫へ負担金でございます

いませんへでよろしくお願ひいたします。

総務課長山口 実君一四款公債費について御説以申し上げます。

元利償還金、利子にあって三十三万七千四百九十月減額
いたります。これは学校港灣などの起債が一ヶ月遅
れた関係上一年分の予算が細くであるのでですが一月
減少いたりますので三十三万七千四百九十月減額する
ものでございます。

第二項一時借入金、利子は本年決算から六の五十月月
減額しようとするものでございます。

次に第一五款諸支出金でございます。これは惣山荘
に五百十八万七千五百月繰り上げ予算してあるため
でございますが、その後経営状態も良好でございます
して、三十三万月減少して四百四十八万七千五百月

繰出そうとするものでございす。

オセ合計 今回の追加額七百五十三万八千百三十月
合計三億六千九百十三万六千七百七円。

史にス入に移ります。

ニ款 国有提供施設等所在市町村助成交付金について
御後以申しエグます。 今圓百七十六万二千月は決定

一六の二六万二千月追加申しエグらのでございす。
次に地方交付税でございす。 普通交付税として

二百十二万一千月 特別交付税として百五十二万九千
月増収見込みがつかいので計上しなす。

次に国庫支出金について申しエグます。 四目災害

土木費負担金三十二万二千月は市道船形の港の部
分の道路が昭和三十三年交の災害で四メートル五。ば
り破壊したのでございす。 これに対応する工事

費の補助金を計上いたしました。

次に国庫補助金二目都市計画事業費補助金二百六十七万四千六百七十九円、街路事業といは

し、計上して当初二千九百九十九万九千九百九十九円、予定で工事としてお

したのでございしますが、これが二千四百九十九万九千九百九十九円と増額にな

る。この四百九十九万九千九百九十九円は、国庫補助金の増額二百六

十七万九千九百九十九円、計上いたしました。

次に五目産業経済費補助金でございしますが、こ

れは農家台帳並にその保管事務に対する補助金でございまして、おいて説明のありました額で

四万三千四百九十九円とございします。

次に三項委託金で二十五万五千七百九十円^{三十九}の追加でござい

します。これは一目統計調査委託金として二万二千七百

十月 世界農林業セキラス委託金一万一千四百九十円

合計三万三千六百六十円でございす。

次に選挙委託金として三十二万二千七十円追加
さいり、さいり、これは選挙啓発委託金として
五千万 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判
官国民審査委託金として十四万二千八百三十円
参議院議員~~選挙~~委託金として七万四千二百四十円
の計三十二万二千七十円。

次に八款果支出金一千万の追加は広報無線機に
対する果の補助金で一千万。

次に九款果付金四目土不果付金でございす。
これは船形港付近の舗装に要する費用のうち
地元が二十二万五千円入ったものでございす。

次に社会福祉果付金でございす。これは長谷川
市長が花町のあつた十万円でございす。

又入合計三億六千九百十三万五千六百七円又入又出差引き残金タリ。以エであります。

。厚生課長伊藤幸太郎君議案第一〇〇号 特別会計公益質屋議案第一〇二号特別会計と畜場ニハはいずれも期末手当の関係でございますので省畧させていただきます。

。保険課長(神作啓次郎君)議案第一〇一号について申し上げます。

一、款市役所費 四目需用費負債金を八万七千九百円追加する額にいたるにございしますが、これは三十二年の臨時用人料でございます。

三目諸手当は期末手当関係でございます。この予算といたしましては予備費を更正いたすに次第あります。次に直営診療所について申しあげます。

三目諸手当四万五千五百五十円、これも期末手当の関係でございますので省畧いたします。

この取原は予備委員と更正しよした。以上をございませう。
商工水産課長羽山房雄君提議案第一〇三号特別会計休養倉
施設の說明をいさせていただきます。

又出からう申しエグります。

現在の利用状況から見てよしてその不足分は追加して
願いますともにも新々工事請負費あるいは原材
料費を願うするゆりございませう。

職員費のうち需用費の原材料費百二十五万。これは
営業用原材料費で一月大体二十五万で五ヶ月分
見込みです。

休養施設建設費のうち二四節工事請負費に三十五万五千
円を願ういたします。これは果道から宿舍に通する
道路の整備に二十八万円。それから倉庫を建てたい。
これに三万五千元その他造園、手すり等に四万円。計三十一

五万五千円を願ひしようとするものでございませう

なお六節の原材料費は五万五千円は造園の為に

花壇 あるいは整備して道路の付近へさてつを

あるいは桜の苗木を本購入して植えたい、こ

考えて計を立てるわけにございませう

次に又入でございませうが事業収入に於いて

までの状況からみまうて大体の収入が增加す

るものと考えて上程してわけにございませう

よろしくお願ひいたします

議長山本早見君以上を一括上程いたします議長に

する説明は認りました

御質疑はございませぬかー ざーと認めませう

議案第九九号乃至議案第一〇三号は原案通り決定

いたしますに御異議はございませぬか

(一) 議 事 と 呼 ぶ 者 あり

。議長山本 昇(君)御稟議と認めます。

よって決定いたす。

暫時休憩いたす。

二時一〇分休憩

二時二〇分再会

。議長山本 昇(君)休憩前に引続て会議と用います。

日程第八認定第一号乃至第四号昭和三十三年交

一般会計及び特別会計の決算書を一括して議題と

いたします。

御説省畧いたしますこと、御稟議ありませんか。

(一) 議 事 と 呼 ぶ 者 あり

議長山本 早(君) 御異議アリと認めます。

よって有異ハアリます。

市長(田村利男君) 本日当初に申しエグジョールを通り三四年交各
会計決算の認定の件でございますがこれにつきましては
てはその意見書より各部内別に予算の執行と経過
ごとに因する報告書より添付してございましてよろしく
く御審議の上お願いたします。

議長(山本 早(君)) これより認定第一号乃至第四号につい
て一括質疑を行いたします。

御質疑 ございませぬが。

〇三三番(山口幸三君) 動議を提出いたしますので登壇下
お許し願いますと思っております。

(三三番(山口幸三君)登壇)

〇三三番(山口幸三君) マッパい議題としまして取りまして認定

第一号乃至第四号 昭和三十四年交一般会計及び特別
会計決算書の審査について議事進行と動議を
提出いたします。

決算書の審査につきましては従来の例もござりまする
が、きつめて慎重に審査を行う必要がおりますと
ともに相当の日時を要することと思われます。

よってこの辺で決算審査特別委員会を設置し、その期間
下三月の定例市議会までの間におきまして審査を願
うよう直ちに付託をされるようこの議会運営協議
会を以て表わすこととして議事進行の動議を提出いた
します。なお前例に準じて委員の数は一〇名位選任の
方法は議長 監査委員並に前回決算委員と
なると除いた中から議長の指名により選任いたす
まいと思
います。以上申しあげまして首をさす方の御賛同を
得たい

と思う次第でございます（拍手）

議長（山本 早一君）さういふ三番議員君より提出されました議事進行の動議を議題といたします。

さういふの動議は認定第一号乃至第四号の審査と特別委員会を~~設~~設置してこれに付託し特に内会中審査の特別付託をいましてさういふこととでありました。

おけりいまして、これに御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり

議長（山本 早一君）御異議なしと認めます。

よって決まりました。

読んでおけりいまして、本動議によりますと委員の数は一口名選任の方法は議長監査委員及びすので、前年決算委員とさうな者を除いた議員中より議長に就いて指名するといふこととであります。これに御異議

ございませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長山本 昇一君御異議なしと認めます

よって以上の通りに決定いたすものとす

これより決算審査特別委員会の委員を指名いたす

ます

三番議員 三沢 節君、九番議員 吉田勇治郎君、一〇番

議員 佐野 信君、一二番議員 黒川佐太郎君、一三番議員

長谷川元江君、一五番議員 小林寅之助君、一九番議員 法本

嗣郎君、二〇番議員 萩生田七郎君、二三番議員 吉田

辰雄君、二七番 田中忠藏君、以上十名の方下決算

審査特別委員会の委員に選任いたすこととす

異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山本 昇君)御異議ありと認めます

よって決定、さうです。

さういふ選任され、さうして決算審査特別委員会に
認定第一号乃至第四号の審査を一括して付託し、内会
中審査を付議、さうです。

これに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(山本 昇君)御異議ありと認めます

よって決、さうです。

さういふ選任され、さうして委員の方は本日中に正副
委員長の互選、下され、議長に御報告を願、さう
以、エ、さ、も、さ、う、と、本、定、例、会、の、議、事、全、部、を、議、了、し、
さ、う、す、り、す。

お、は、い、り、い、ち、う、す、下、さ、い、れ、に、て、定、例、会、を、閉、会、し、ま、す。

ます下御里議のぞいませんか

(「里」議「ヤ」と呼ぶ者あり)

。議長山本 昇(召)御里議「ヤ」と認めます

よ。てこれにて本支例会を肉会い「ヤ」ます

ニ時「ヤ」分肉会

昭和三十五年十一月二十一日

右会議の次第下録「ヤ」署名す

館山市議会議長 山本 昇

同 署名議員 佐々木 忠作

同 山口 泉

